

資料 2

地方独立行政法人府中市病院機構 平成 28 年度財務諸表の確認について

1 提出書類

確 認 事 項	確 認 結 果
(1) 必要な書類の提出（法第 34 条、地方独立行政法人府中市病院機構の業務運営等に関する規則第 10 条） ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書） ② 添付書類（事業報告書、決算報告書、監事の意見）	全ての書類について、提出されていることを確認した。
(2) 提出期限の遵守（法第 34 条） 財務諸表及び添付書類の提出が当該事業年度の終了後 3 月以内	期限内に財務諸表等を受理した。（平成 29 年 6 月 30 日）

2 財務諸表の整合

確 認 事 項	確 認 結 果
(1) 事業年度の整合性（法第 32 条） 毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日まで	事業年度： 平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで
(2) 「地方独立行政法人会計基準」（施行規則第 1 条第 3 項） ① 表示科目、会計方針、注記等の遺漏の確認 ② 計数の整合（合計等の基本的な計数の整合） ③ 書類相互間における数値の整合（主要表と附属明細書など書類相互間の整合）	①表示科目、会計方針、注記等の遺漏がないことを確認した。 ②合計等の基本的な計数について整合していることを確認した。 ③主要表と附属明細書等、書類間の数値について、整合していることを確認した。

3 監事の意見

確 認 事 項	確 認 結 果
財務諸表の承認にあたり考慮すべき監事の意見（法第 34 条）	監事の監査報告書に、適正である旨の意見記載あり。その他、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はなかった。

4 運営費負担金

確 認 事 項	確 認 結 果
運営費負担金に係る会計処理の適正	適正に収益化されていることを確認した。

5 その他法の遵守

確 認 事 項	確 認 結 果
(1) 利益及び損失の処理等の遺漏の有無（法第 40 条及び第 84 条）	損失の処理について遺漏のないことを確認した。
(2) 短期借入金の限度額超過の有無及び年度内での償還（法第 41 条）	短期借入金の超過はないこと及び年度内での償還を確認した。
(3) 府中市からの長期借入金以外の長期借入金の有無（法第 41 条）	長期借入金は全て府中市からであることを確認した。
(4) 余裕金の不適切な運用の有無（法第 43 条）	余裕金の運用について、不適切な運用がないことを確認した。
(5) 重要な財産の不適切な処分等の有無（法第 44 条）	重要な財産の処分がないことを確認した。